

# 日本法育学会規約 The Legal Mind Education Of Japan

## (目的)

第 1 条 本会は、我が国における法育の必要性にかんがみ、研究会を開催するとともに、模擬裁判などを通して法育の普及を図り、もって、一人一人が大切にされる社会の形成に資することを目的とする。

## (名称)

第 2 条 本会の名称は、「日本法育学会」The Legal Mind Education Of Japan と称する。

## (意義)

第 3 条 法育とは、法の理念や考え方を通して、社会の在り方を考え、自立した市民を育むための方策を考え実践する教育法である。

## (所在地)

第 4 条 本会の事務局を、千葉県我孫子市久寺家 451 中央学院大学法学部大久保輝研究室に置く。

## (事業)

第 5 条 本会の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1、法育に関する研究
- 2、本会が関わる模擬裁判への協力・指導
- 3、法育を普及するための事業
- 4、法育に関する教材の開発
- 5、研究紀要の発行
- 6、その他、本会の目的を達成するために必要と思われる事項

## (会員)

第 6 条 本会の目的に賛同し、理事会で認められた者は会員になることができる。会員は会費を納入する義務がある。

①一般会員は、研究会、勉強会、施設参観などに参加することができる。

②本会の趣旨を理解し支援する者を、特別会員、または、賛助会員とする。

③本会は、教育的観点から、学生会員を認める。学生会員は、一般会員と同様の活動ができる。学生会員は、18 歳以上の者とする。18 歳未満で入会を希望する者は、保護者の承諾書を必要とする。

(役員)

第 7 条 本会に次の役員を置く。

- 1、顧問
- 2、名誉理事
- 3、理事長
- 4、理事
- 5、会計
- 6、監事

(役員の仕事)

第 8 条 役員の仕事は、次の通りとする。

- 1、顧問は、本会のオブザーバーとして、運営内容についてアドバイスをする。
- 2、理事長は、本会を総理して代表し、運営にあたる。
- 3、会計は、本会の金銭出納を行う。
- 4、監事は、会計の監査を行う。

(部会)

第 9 条 本会の組織は、以下のとおりである。理事長を中心に、理事、事務局、教育研究部を置く。教育研究部は部会を持つ。それぞれの部会に長を置く。部会は、①教育部会②研究部会③出版部会の 3 部会である。なお、会員は部会の枠に縛られることなく、自由に研究を進めることができる。

(会費)

第 10 条

- 1、本会の運営費にあてるため、会費を徴収する。

一般会員の年会費	5 千円
特別会員の年会費	1 万円
賛助会員の年会費	3 千円
学生会員の年会費	2 千円

- 2、研究会では、そのつど、資料代を申し受ける。

(入会規定)

第 11 条 本会への入会を希望する者は、原始会員の 1 人以上の推薦があり、理事会で入会を決定された者とする。

(研究紀要)

第 12 条 本会は、以下の要綱に従って、研究紀要を発行する。

- 1、研究紀要の名称は、「日本法育研究」と称する。
- 2、研究紀要は、年 1 回発行する。
- 3、研究紀要の編集は、出版部と理事が中心となって編集委員会を構成し、これを行う。
- 4、投稿の権利は、会員のみが有する。ただし、会員外でも、編集委員会が特に認めた者はこの限りではない。
- 5、投稿論文は、編集委員会において査読を行う。
- 6、その他、研究紀要発行のための細則については、編集委員会において定める。

(会計年度)

第 13 条 本会の会計年度は、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの 1 年間とする。

(謝金)

第 14 条 謝金を受け取った場合は、交通費を除く金額を運営費その他に充当する。

運営費とは、通信費、HP ドメイン使用料、会場費、印刷代、出版費などを指す。

(行事)

第 15 条

- 1、行事とは、シンポジウム、講演会、研究大会などを指す。
- 2、行事を行った場合、参加者から資料代を徴収し、会の運営費に充当する。

(規約改正)

第 16 条 本会規約は、理事会の 3 分の 2 以上の賛成をもって改正することができる。

附則

第 1 条 本会規約は、平成 26 年 4 月 1 日より適用する。

第 2 条 本会当初の役員ならびに顧問は、次の会員とする。

顧問	小川 哲生
名誉理事	木谷 明
名誉理事	押田 茂實
理事長	平野 節子
理事	上野 幸彦
理事	紺野 秀樹
理事	齋藤 康輝

理事	澤田 康広
理事	設楽 裕文
理事	清水 洋雄
理事	杉山 和之
理事	関 正晴
理事	中村 雄一
理事	長瀬 二三男
理事	野村 和彦
理事	林 和彦
理事	原田 久直
理事	船山 泰範
理事	古川 元晴
監事	関和 彩夏

#### 事務局

運営	原田 久直
連絡	大久保 輝
会計	三浦 恵
会計	鈴木 行広

#### 教育研究会

教育部長	平野 節子
研究部長	船山 泰範
出版部長	杉山 和之

#### 変更及び削除

- ・平成 28 年 1 月改正：第 2 条（名称）「日本法育研究会」から「日本法育学会」に変更。
- ・平成 29 年 4 月改正：第 7 条（役員）の変更。
- ・平成 29 年 11 月：第 4 条（所在地）、第 7 条（役員）、第 8 条（役員の任務）の変更。